

議案第40号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第3項を削る。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学年始休業並びに夏季休業及び冬季休業の見直しを行うため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年川崎市教育委員会規則第5号</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 市制記念日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 学年始休業 4月1日から<u>同月4日まで</u>。ただし、<u>同月1日から同月5日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで</u></p> <p>(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から<u>同月31日まで</u></p> <p>2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年川崎市教育委員会規則第5号</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 市制記念日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 学年始休業 4月1日から<u>4月4日まで</u></p> <p>(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から<u>3月31日まで</u></p> <p>2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>3 <u>第1項第6号の規定にかかわらず、前条第3項の規定により学期を変更した場合の休業日は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 夏季休業 7月21日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p>

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第3号</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 市制記念日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 学年始休業 4月1日から<u>同月4日まで</u>。ただし、<u>同月1日から同月5日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで</u></p> <p>(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から<u>同月31日まで</u></p> <p>2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第3号</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 市制記念日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 学年始休業 4月1日から<u>4月4日まで</u></p> <p>(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から<u>3月31日まで</u></p> <p>2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>3 <u>第1項第6号の規定にかかわらず、前条第3項の規定により学期を変更した場合の休業日は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 夏季休業 7月21日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p>

議案第41号

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の
一部を改正する規則について

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第6号を次のように改める。

（6）夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日

第7条第1項第7号を削り、同項第8号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第8号」を「第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

秋季休業を設けること、学年始休業並びに夏季休業及び冬季休業の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第2号</p>	<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第2号</p>
<p>(休業日)</p>	<p>(休業日)</p>
<p>第7条 学校の休業日は次のとおりとする。</p>	<p>第7条 学校の休業日は次のとおりとする。</p>
<p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日</p>	<p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日</p>
<p>(2) 日曜日及び土曜日</p>	<p>(2) 日曜日及び土曜日</p>
<p>(3) 市制記念日</p>	<p>(3) 市制記念日</p>
<p>(4) 開校記念日</p>	<p>(4) 開校記念日</p>
<p>(5) 学年始休業 4月1日から同月4日まで。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで</p>	<p>(5) 学年始休業 4月1日から4月4日まで</p>
<p>(6) <u>夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</u></p>	<p>(6) <u>夏季休業 7月21日から8月31日まで</u></p>
<p>(7) 学年末休業 3月26日から同月31日まで</p>	<p>(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p>
<p>(8) 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日</p>	<p>(8) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p>
<p>2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。</p>	<p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日</p>
<p>3 定時制の課程にあっては、<u>第1項第5号から第7号までの休業に限り、教育委員会の承認を受けてこれによらないことができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 定時制の課程にあっては、<u>前項第5号から第8号までの休業に限り、教育委員会の承認を受けてこれによらないことができる。</u></p>